

平成30年12月7日

総務大臣
石田 真敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成30年9月26日付け諮問第3106号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）第 3 条に基づく平成 30 年 8 月 31 日付け東経企営第 18-00090 号による東日本電信電話株式会社からの許可申請、平成 30 年 8 月 31 日付け西企営第 93 号による西日本電信電話株式会社からの許可申請及び平成 30 年 9 月 18 日付け T C A 支-230 による一般社団法人電気通信事業者協会からの許可申請について総務大臣が許可した場合には、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びその意見に対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びその意見に対する考え方

平成30年12月7日
情報通信行政・郵政行政審議会

意見	考え方
<p>「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の許可並びに負担金の額及び徴収方法の許可に対する意見(パブリックコメント)」</p> <p>(1)「ユニバーサルサービス制度」での「NTT 東日本及び NTT 西日本」のシステム自体を廃止するべきです。電話会社の既得権益に成り、直接における電話会社が、費用を負担する事で在れば、効率が良いです。ユニバーサルサービス制度とは、総務省に対して「NTT 東日本及び NTT 西日本」が、経由して請け負う状態だと考えますので、財政コストの無駄です。原因では、固定電話から携帯電話に移行する事から古い財閥企業は、不要なのです。例えば、話が平行しますが、総務省が省令で管理している「NHK(日本放送協会)」も既得権益が有りますので、「玉音放送(天皇放送)」等は時代に合わ無いので、維持する財政コストが無駄なので、廃止していく事が望ましいです。具体的には、古い体質での産業構造では、明治維新の状態を受け継ぐのでは無く「NTT 東日本及び NTT 西日本」でのユニバーサルサービス制度の委託の管理を廃止し、各電話会社に権限を移すべきです。古い産業構造の「企業(財閥企業及び大企業)」が倒産しても、総務省側が別の新しい会社に権限を委託して行く事です。</p> <p>(2)「交付金の金額及び交付方法の認可申請書」では、数学を記入していますが、総務省側は、格好付けずに、算数での公式を入力して下さい。総務省の職員は、秀才とされますが、天才では無いので、算数での計算公式で十分です。「負担金の金額及び徴収方法の認可申請書」でも、数学を記載していますが、算数の公式で十分です。皮肉にも、「もし(if)」ですが、私が「天才(ジェニー)」だとしたら、天才の邪魔をしないでくれと言いたいですし、学習障害が有るので、「数学と長文」が出来ずに、「算数と短文」での書き込みでの入力のみです。歴代の天才は、数学公式よりも哲学を伝授してきたのです。要約すると、約 99 パーセントの凡人に「長文と数学」で説明し、天才には「哲学と算数」での説明です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 現行のユニバーサルサービス制度においては、加入電話等の電話のサービスが国民生活に不可欠なサービスとして基礎的電気通信役務に位置づけられており、日本全国における基礎的電気通信役務の提供が確保されるべきものとして、NTT東日本及びNTT西日本を含む基礎的電気通信役務の提供事業者に対して、その適切、公平、かつ安定的な提供に努めることを義務づけています。一方、適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本が提供する基礎的電気通信役務の赤字の一部が交付金により補填されています。</p> <p>なお、情報通信審議会に対する諮問事項「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」(平成 30 年 8 月 23 日付け)では、「通信基盤の整備等の在り方」として、「5G の普及等のモバイル化の進展、IP 網への完全移行や光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方やユニバーサルサービスの対象・確保手段等について検討を行う」としてしています。</p> <p>○ 交付金の額及び負担金の額は、その算定の対象となる月に使用した電気通信番号が申請時においては確定しないため、算定式を用いるものとして申請されたものと理解しています。いずれにしても、今後とも利用者に対して分かりやすい説明に努めていくことが望ましいと考えます。</p>